

豊根村観光振興物品貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、商工観光課が所有する物品を団体等に対し、貸出しすることに関して必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条 貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に在住、在勤の個人又は主たる活動の場が村内にある法人及び団体
- (2) その他村長が適当と認める者

2 物品の使用場所は村内であること。ただし、村長が特別に認めるときはこの限りでない。

（貸出物品）

第3条 貸出しを行う物品は、別表のとおりとする。

（貸出しの期間等）

第4条 物品の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて14日以内とする。ただし、貸出日は村の休日（豊根村の休日を定める条例（平成元年豊根村条例第12号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たらない日と、貸出日から13日後の日が村の休日に当たるときは、同日以後の村の休日でない最初の日を返却日として、貸出期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特別に必要と認めるときは貸出期間を延長することができる。

（貸出しの申請）

第5条 物品の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出を受けようとする10日前までに、商工観光課に事前予約を行い、貸出日の7日前までに観光振興物品貸出申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし村長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの承認）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しの可否を通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 物品を破損し、または著しく汚損されるおそれがあると認められたとき。
- (3) 申請者が過去に物品を借り受けた際に不適切な使用等が認められたとき。
- (4) 申請者が第10条の規定により貸出の許可の取消しを受けているとき。
- (5) その他村長が貸出しについて適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項の規定により貸出しを承認するときは観光振興物品貸出承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは観光振興物品貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 村長は、物品の貸出に関し、必要な条件を付けることができる。

(貸出料)

第7条 物品の貸出料は、無料とする。

(使用者の義務)

第8条 物品の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 貸出期間中、善良な管理者の注意をもって物品を管理すること。
- (2) 申請書に記載された目的以外の用途で使用しないこと。
- (3) 物品の処分、譲渡又は転貸を行わないこと。
- (4) その他村長が付した条件に従って物品を使用すること。

(貸出しの変更等)

第9条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸出条件を変更又は承認を取り消すこととする。

- (1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 村が公務で使用するとき。
- (3) 故障により使用することができなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請内容により貸出しの承認を受けたとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

2 村長は、貸出しの承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(返却)

第10条 使用者は、貸出期間内の村の休日に当たらない日に、村長が指定する場所へ物品を返却するものとする。

(賠償等)

第11条 使用者は、物品に破損、汚損、紛失等の損害を生じさせたときは、その原因にかかわらず、村長の指示に従い、使用者の責任及び負担において物品を原状に復し、または損害を賠償しなければならない。

- 2 物品の使用により生じた事故等については、使用者の責任において処理するものとする。
- 3 村長は、物品の使用により使用者が被った損害等に対する賠償責任は負わないものとする。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	貸出物品	数量	貸出条件
1	SEL2470GM2	1	物品を用いた撮影写真を村に提供
2	SEL70200GM	1	物品を用いた撮影写真を村に提供